

## 委員会提出議案第2号

不出頭に対する告発について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第9項の規定により、次のとおり告発する。

令和4年9月22日提出

提出者 相模原市議会麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会委員長 古内 明

### 1 告発人及び被告発人

告発人 相模原市議会 議長 寺田 弘子

被告発人 澤野 泉

### 2 告発の趣旨

本市議会は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、麻溝台・新磯野地区整備事務所の元所長である被告発人に対して、令和4年5月24日に麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会へ出頭するよう請求したところ、被告発人は、正当な理由がなく同委員会に出頭しなかったため、同条第9項の規定により告発するもの

### 提案の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第1項の規定に基づく麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会への出頭の請求に対し、被告発人が正当な理由がなく同委員会に出頭しなかったと認められることから、同条第9項の規定により告発いたしたく提案するものである。